



令和3年11月18日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江澤和彦  
(公印省略)

眼の障害に係る障害認定基準の改正及び障害年金診断書(眼の障害用)の様式変更について

障害年金に係る障害の程度の認定につきましては、国民年金・厚生年金保険障害認定基準により行われているところです。

今般、厚生労働省年金局より、眼の障害に係る障害認定基準の改正及び障害年金診断書(眼の障害用)の様式の変更について、本会宛て周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

認定基準の主な改正事項は、視力障害について、良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」へ変更されること等となっており、詳細につきましては、新旧対照表をご参照ください。

また、認定基準の改正に伴い、障害年金の診断書(眼の障害用)の様式が別添の通り変更されました。主な変更点は、視野障害の項目に、自動視野計による評価について記載できる欄が設けられたこと、また、医師による視野図の記入を不要とし、該当する視野図のコピーを添付するとされたこと等となっております。

なお、変更後の診断書様式につきましては、令和3年11月1日から配布され、改正後の障害認定基準につきましては、令和4年1月1日から適用されるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管内郡市区医師会及び関係医療機関への周知方につきましてご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 【添付資料】

- ・ 障害年金の診断書の様式変更及び障害年金制度の周知依頼について  
(令和3年10月28日付 厚生労働省年金局事業管理課給付事業室)
- ・ 障害年金に関するお知らせ
- ・ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準(第1節/眼の障害)新旧対照表
- ・ 障害認定に当たっての基準(抜粋)
- ・ 障害年金の診断書(眼の障害用)を作成する医師の皆さまへ
- ・ 診断書(眼の障害用)(改正後・改正前)
- ・ 障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項

#### <参考>

- ・ 障害年金制度について
- ・ 診断書を作成する医師・医療機関の皆さまへ

令和3年10月28日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省年金局  
事業管理課給付事業室

障害年金の診断書の様式変更及び障害年金制度の周知依頼について

時下、貴会におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より障害年金をはじめ社会保険制度の運営に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害年金に係る障害の程度の認定につきましては、国民年金・厚生年金保険障害認定基準により行っているところですが、このたび、眼の障害による障害認定基準の見直しに伴い、障害年金の診断書（眼の障害用）の様式を変更することといたしました。

つきましては、当該変更及び障害年金制度について、別添の「広報資料について」を作成しましたので、診断書を作成していただく貴会会員や医療機関の皆様に対して、ホームページや広報誌の掲載等により広く周知していただきますようお願い申し上げます。

## 令和4年1月1日から 「眼の障害」の認定基準を一部改正します

### 改正のポイント

#### 1 視力障害の認定基準を改正します。

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準に変更します。

#### 2 視野障害の認定基準を改正します。

- ▶ これまでのゴールドマン型視野計に基づく認定基準に加えて、現在広く普及している自動視野計に基づく認定基準も創設します。
- ▶ 求心性視野狭窄や輪状暗点といった症状による限定をやめて、測定数値により障害等級を認定するよう変更します。
- ▶ 自動視野計の導入に伴い、ゴールドマン型視野計に基づく認定基準の整理を行うとともに、視野障害をより総合的に評価できるよう、視野障害についても1級及び3級の認定基準を規定します。

✓ 眼の障害で2級または3級の障害年金を受給されている方は、今回の改正によって障害等級が上がり、障害年金の金額が増額となる可能性があります。障害等級が上がる可能性がある方は、額改定請求の手続きをお願いいたします。

※ 額改定請求の詳細については、額改定請求のご案内をご覧ください。

✓ なお、今回の改正によって、障害等級が下がることはありません。

\* 眼の障害で障害手当金を受け取られた方で、今回の改正によって3級の障害等級に該当することになる方は障害年金を受給できる場合があります。詳しくは、お近くの年金事務所や年金相談センターまでお問い合わせください。

お問い合わせは、お近くの年金事務所や年金相談センターまでお願いいたします。

【年金事務所や年金相談センターの所在地】

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



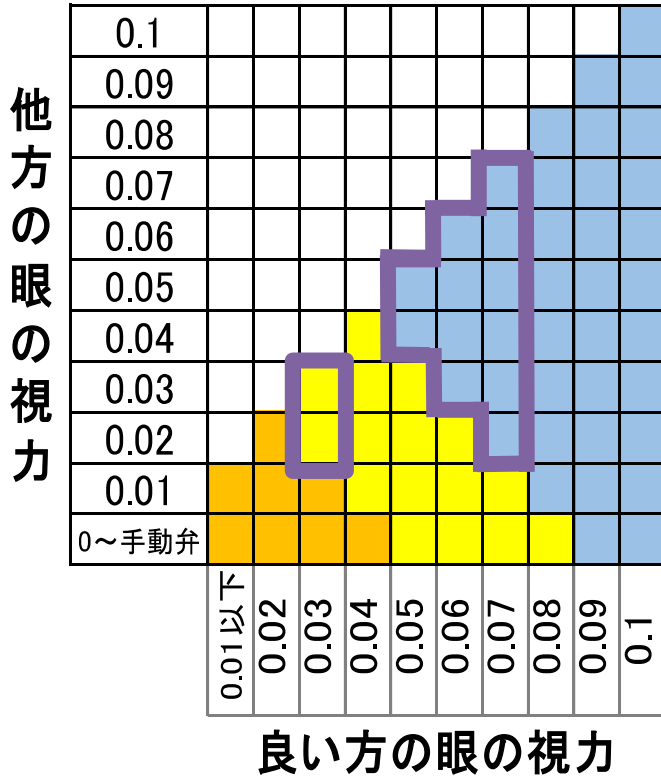
# 1 視力障害の認定基準の改正について

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準に変更します。

※ 改正前の基準より等級が下がるケースが生じないように、具体的な基準を設定しています。

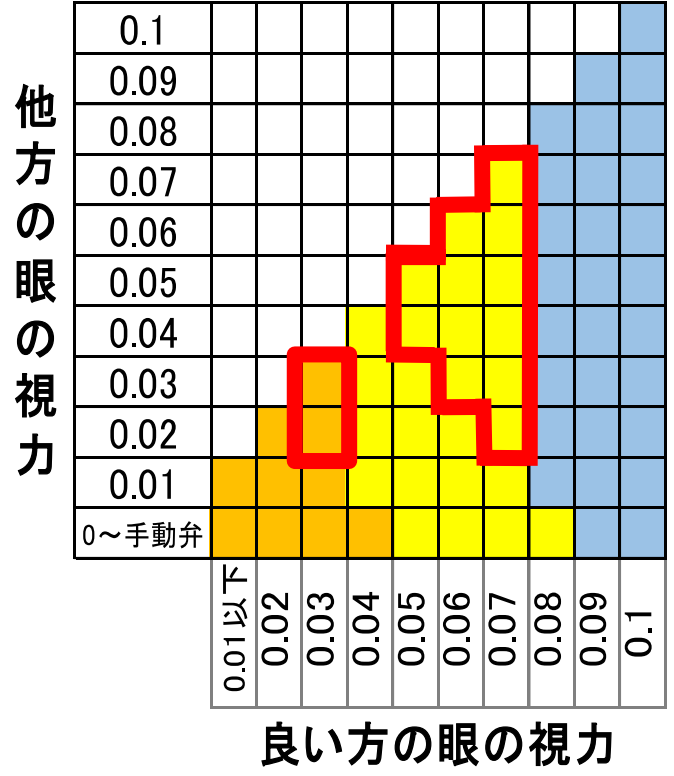
## 改正前

良い方の眼の視力は悪いが、両眼の視力の和が大きい場合、等級が低くなる（紫囲い部分）



## 改正後

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるようになる（赤囲い部分）



■ : 1級

■ : 2級

■ : 3級

※障害手当金の認定基準に変更はありません。

## 改正後の視力障害の認定基準

等級	障害の状態
1 級	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
2 級	視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
3 級	視力の良い方の眼の視力が0.1以下のもの
障害 手当金	視力の良い方の眼の視力が0.6以下のもの
	一眼の視力が0.1以下のもの

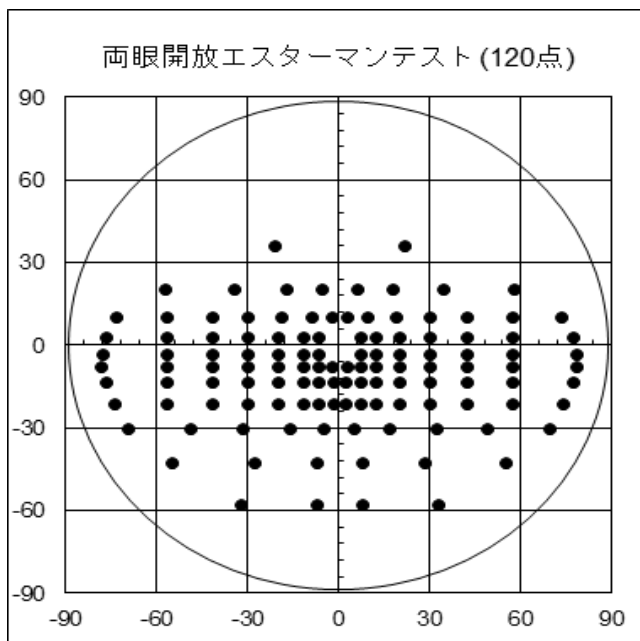
## 2 視野障害の認定基準の改正について ①

### 自動視野計に基づく認定基準の創設

- これまでのゴールドマン型視野計に基づく認定基準に加えて、現在広く普及している自動視野計に基づく認定基準も創設します。
- 自動視野計による等級判定では、両眼開放エスターマンテストで測定した「両眼開放視認点数」と、10-2プログラムで測定した「両眼中心視野視認点数」によって判定を行います。

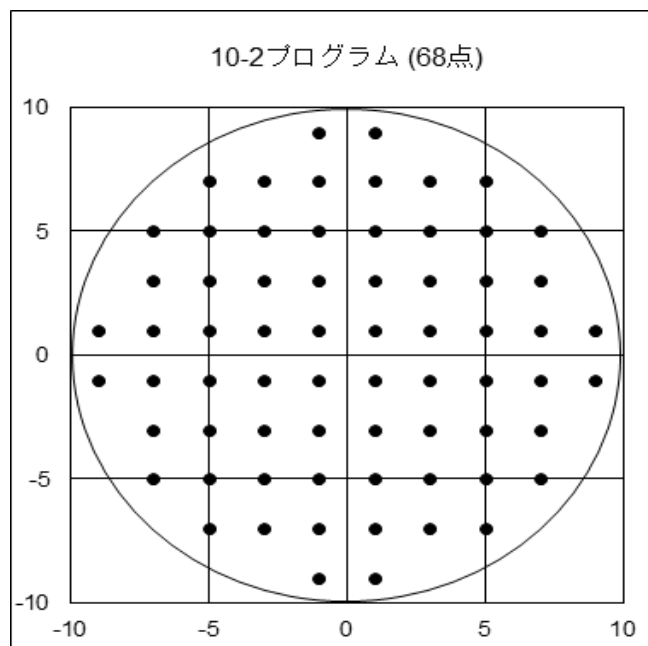
#### 【両眼開放エスターマンテスト】

- ✓ 生活不自由度を評価するために開発されたプログラム。両眼を開けた状態で検査。
- ✓ 日常生活に重要な領域（中心30度と下半分）を中心に、120点の測定点を配置。
- ✓ 120点の測定点のうち、認識できた点の数（**両眼開放視認点数**）で判定。  
※ 点数が大きいほど視野が大きい。



#### 【10-2プログラム】

- ✓ 中心部を検査する場合に用いられるプログラム。片眼ずつ検査。
- ✓ 視野角度10度以内の狭い視野の中心範囲に2度の間隔で68点の測定点を上下左右対称に配置。
- ✓ 68点の測定点のうち、認識できた点の数（**両眼中心視野視認点数**）で判定。  
※ 点数が大きいほど視野が大きい。



### ゴールドマン型視野計に基づく認定基準の整理

自動視野計の導入に伴って、ゴールドマン型視野計に基づく認定基準の整理を行い、周辺視野（I / 4 視標）で測定した「周辺視野角度の和」と、中心視野（I / 2 視標）で測定した「両眼中心視野角度」によって等級判定を行うこととします。

※ 改正前の基準より等級が下がるケースが生じないよう、具体的な基準を設定しています。

## 2 視野障害の認定基準の改正について ②

### 多様な症状に対応した認定基準への変更

求心性視野狭窄や輪状暗点といった症状による限定をやめて、測定数値により障害等級を認定するよう変更します。この変更によって、多様な症状に対応した障害認定が可能になります。

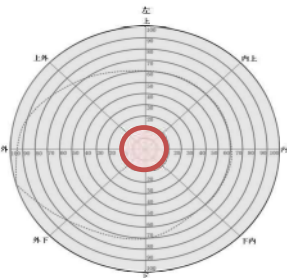
#### ◎ 視野障害の種類

※赤囲い部分：視野

※ I / 4 視標（周辺視野）

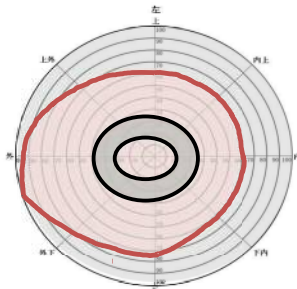
##### 【求心性視野狭窄】

視野の周辺部分から欠損が始まり、見えない部分を中心部に向かって進行するもの



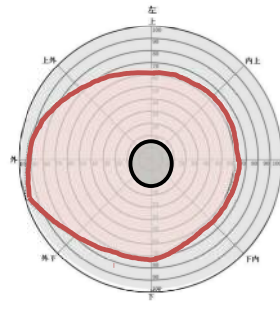
##### 【輪状暗点】

中心視野と周辺視野は保たれるが、中間部分が障害されるもの



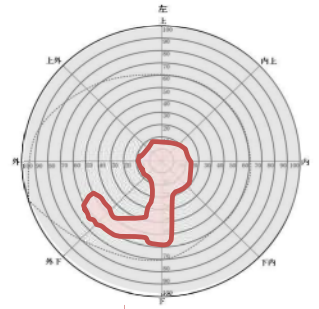
##### 【中心暗点】

中心部に暗点があるもの



##### 【不規則性視野狭窄】

視野の一部分が不規則な形で狭くなるもの



### 改正後の視野障害の認定基準

#### ◎ 自動視野計に基づく認定基準

等級	障害の状態
1 級	両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2 級	両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
3 級	両眼開放視認点数が70点以下のもの
障害手当金	両眼開放視認点数が100点以下のもの
	両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

#### ◎ ゴールドマン型視野計に基づく認定基準

等級	障害の状態
1 級	両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
2 級	両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
	求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2 の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの ※ 改正前の基準の範囲を改正後もカバーできるよう存置した基準
3 級	両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下のもの
障害手当金	I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第1節／眼の障害）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
第3 障害認定に当たっての基準 第1章 障害等級認定基準 第1節／眼の障害 眼の障害による障害の程度は、次により認定する。 1 認定基準 眼の障害については、次のとおりである。			第3 障害認定に当たっての基準 第1章 障害等級認定基準 第1節／眼の障害 眼の障害による障害の程度は、次により認定する。 1 認定基準 眼の障害については、次のとおりである。		
令別表	障害の程度	障害の状態	令別表	障害の程度	障害の状態
国年令別表	1 級	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの	国年令別表	1 級	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
		一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの			(新設)
		ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの			(新設)
		自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの			(新設)
	2 級	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの		2 級	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの
		一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの			(新設)
		ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの			(新設)
		自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの			(新設)
	身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの			身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	

厚 年 令	別表第1	3 級	両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの	厚 年 令	別表第1	3 級	両眼の視力が 0.1 以下に減じたもの
			ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下に減じたもの				
厚 年 令	別表第2	障害手当金	両眼の視力がそれぞれ 0.6 以下に減じたもの	別表第2	障害手当金	両眼の視力が 0.6 以下に減じたもの	両眼の視力が 0.6 以下に減じたもの
			一眼の視力が 0.1 以下に減じたもの			一眼の視力が 0.1 以下に減じたもの	一眼の視力が 0.1 以下に減じたもの
			両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの			両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
			両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損した			両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損した	両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損した
			もの			もの又は両眼の視野が 10 度以内のもの	もの又は両眼の視野が 10 度以内のもの
			ゴールドマン型視野計による測定の結果、			(新設)	(新設)
			I / 2 視標による両眼中心視野角度が			(新設)	(新設)
			56 度以下に減じたもの			(新設)	(新設)
自動視野計による測定の結果、両眼開放							
視認点数が 100 点以下に減じたもの							
自動視野計による測定の結果、両眼中心							
視野視認点数が 40 点以下に減じたもの							
両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障							
害を残すもの							
両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障							
害を残すもの							
身体の機能に、労働が制限を受けるか、							
又は労働に制限を加えることを必要とする							
程度の障害を残すもの							
身体の機能に、労働が制限を受けるか、							
又は労働に制限を加えることを必要とする							
程度の障害を残すもの							

2 認定要領

眼の障害は、視力障害、視野障害又はその他の障害に区分する。

(1) 視力障害

ア 視力は、万国式試視力表又はそれと同一の原理に基づく試視力表により測定する。

イ 視標面照度は 500～1,000ルクス、視力検査室の明るさは 50ルクス以上で視標面照度を上回らないこととし、試視力表から 5 m の距離で視標を判読することによって行う。

ウ 屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定するが、この場合最良視力が得られる矯正レンズによって得られた視力を測定する。眼内レンズ挿入眼は裸眼と同様に扱い、屈折異常がある場合は適正に矯正した視力を測定する。

エ 両眼の視力を別々に測定し、良い方の眼の視力と他方の眼の視力とで障害の程度を認定する。

2 認定要領

眼の障害は、視力障害、視野障害又はその他の障害に区分する。

(1) 視力障害

ア 視力の測定は、万国式試視力表又はそれと同一原理によって作成された試視力表による。

イ 試視力表の標準照度は、200ルクスとする。

ウ 屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定する。

矯正視力とは、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力をいう。

なお、眼内レンズを挿入したものについては、挿入後の矯正視力により認定する。

エ 両眼の視力とは、それぞれの視力を別々に測定した数値であり、両眼の視力の和とは、それぞれの測定値を合算したものをいう。



<p>オ 屈折異常のあるものであっても次のいずれかに該当するものは、裸眼視力により認定する。</p> <p>(7) 矯正が不能のもの</p> <p>(イ) 矯正により不等像視を生じ、両眼視が困難となることが医学的に認められるもの</p> <p>(ウ) <u>最良視力が得られる矯正レンズの装用が困難であると医学的に認められるもの</u></p> <p>カ 視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のもの又は手動弁のものは視力0として計算し、指数弁のものは0.01として計算する。</p> <p>キ 「<u>両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</u>」とは、<u>視力の良い方の眼の視力が0.03以下のものをいう。</u></p> <p>ク 「<u>一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</u>」とは、<u>視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。</u></p> <p>ケ 「<u>両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</u>」とは、<u>視力の良い方の眼の視力が0.07以下のものをいう。</u></p> <p>コ 「<u>一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</u>」とは、<u>視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。</u></p> <p>サ 「<u>両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの</u>」とは、<u>視力の良い方の眼の視力が0.1以下のものをいう。</u></p> <p>シ 「<u>両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの</u>」とは、<u>視力の良い方の眼の視力が0.6以下のものをいう。</u></p> <p>ス 「<u>一眼の視力が0.1以下に減じたもの</u>」とは、<u>一眼の視力が0.1以下のものをいう。</u></p> <p>(2) 視野障害</p> <p>ア 視野は、<u>ゴールドマン型視野計又は自動視野計を用いて測定する。認定は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計のどちらか一方の測定結果で行うこととし、両者の測定結果を混在させて認定することはできない。</u></p> <p>イ <u>ゴールドマン型視野計を用いる場合は、それぞれ以下によって測定した「周辺視野角度の和」、「両眼中心視野角度」、「求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの」及び「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」に基づき、認定を行う。なお、傷病名と視野障害の整合性の確認が必要な場合又はI/4の視標で測定不能の場合は、V/4の視標による視野を確認した上で総合的に認定する。</u></p> <p>(7) 「<u>周辺視野角度の和</u>」とは、<u>I/4の視標による8方向（上・内上・内・内下・下・外下・外・外上）の8方向の周辺視野角度の和とする。8方向の周辺視野角度はI/4視標が視認できない部分を除いて算出するものとする。</u></p> <p><u>I/4の視標で、周辺にも視野が存在するが中心部の視野と連続しない部分は、中心部の視野のみで算出する。</u></p> <p><u>I/4の視標で、中心10度以内に視野が存在しない場合は、周辺視野角度の和が80度以下として取り扱う。</u></p> <p>(イ) 「<u>両眼中心視野角度</u>」とは、<u>以下の手順に基づき算</u></p>	<p>オ 屈折異常のあるものであっても次のいずれかに該当するものは、裸眼視力により認定する。</p> <p>(7) 矯正が不能のもの</p> <p>(イ) 矯正により不等像視を生じ、両眼視が困難となることが医学的に認められるもの</p> <p>(ウ) <u>矯正に耐えられないもの</u></p> <p>カ 視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のもの又は手動弁のものは視力0として計算し、指数弁のものは0.01として計算する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 視野障害</p> <p>ア 視野の測定は、<u>ゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものによる。</u></p> <p>イ <u>ゴールドマン視野計による場合、中心視野についてはI/2の視標を用い、周辺視野についてはI/4の視標を用いる。</u></p> <p><u>なお、それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとする。</u></p>
--	---

出したものをいう。

a I / 2の視標による8方向（上・内上・内・内下・下・外下・外・外上の8方向）の中心視野角度の和を左右眼それぞれ求める。8方向の中心視野角度はI / 2視標が視認できない部分を除いて算出するものとする。

b aで求めた左右眼の中心視野角度の和に基づき、次式により、両眼中心視野角度を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。

両眼中心視野角度 = (3 × 中心視野角度の和が大きい方の眼の中心視野角度の和 + 中心視野角度の和が小さい方の眼の中心視野角度の和) / 4

c なお、I / 2の視標で中心10度以内に視野が存在しない場合は、中心視野角度の和は0度として取り扱う。

(ウ) 「求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの」とは、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2の視標による視野の面積が、中心5度以内の視野の面積と同程度におさまるものをいう。

なお、その際、面積は厳格に計算しなくてよい。

(エ) 「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野が、生理的限界の面積の2分の1以上欠損している場合の意味であり、左右眼それぞれに測定したI / 4の視標による視野表を重ね合わせることで、両眼による視野の面積を得る。その際、面積は厳格に計算しなくてよい。なお、視野の生理的限界は、左右眼それぞれに上・内上・内・内下60度、下70度、外下80度、外95度、外上75度である。

ウ 自動視野計を用いる場合は、それぞれ以下によって測定した「両眼開放視認点数」及び「両眼中心視野視認点数」に基づき、認定を行う。

(7) 「両眼開放視認点数」とは、視標サイズⅢによる両眼開放エスターマンテスト（図1）で120点測定し、算出したものをいう。

(イ) 「両眼中心視野視認点数」とは、以下の手順に基づき算出したものをいう。

a 視標サイズⅢによる10-2プログラム（図2）で中心10度以内を2度間隔で68点測定し、左右眼それぞれについて感度が26dB以上の検査点数を数え、左右眼それぞれの中心視野視認点数を求める。なお、dBの計算は、背景輝度31.5asbで、視標輝度10,000asbを0dBとしたスケールで算出する。

b aで求めた左右眼の中心視野視認点数に基づき、次式により、両眼中心視野視認点数を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。

両眼中心視野視認点数 = (3 × 中心視野視認点数が多い方の眼の中心視野視認点数 + 中心視野視認点数が少ない方の眼の中心視野視認点数) / 4

ウ 「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、次のいずれかに該当するものをいう。

(7) I / 2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの

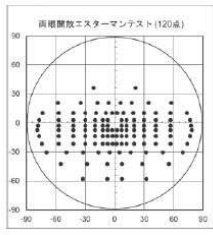
(イ) 両眼の視野がそれぞれI / 4の視標で中心10度以内におさまるもので、かつ、I / 2の視標で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下のもの

この場合、左右別々に8方向の視野の角度を求め、いずれか大きい方の合計が56度以下のものとする。

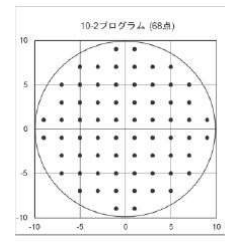
なお、ゴールドマン視野計のI / 4の視標での測定が不能の場合は、求心性視野狭窄の症状を有していれば、同等のものとして認定する。

(注) 求心性視野狭窄は、網膜色素変性症や緑内障等により、視野の周辺部分から欠損が始まり見えない部分が中心部に向かって進行するものである。

(図1)



(図2)



エ ゴールドマン型視野計では、中心30度内は適宜矯正レンズを使用し、30度外は矯正レンズを装着せずに測定する。

自動視野計では、10-2プログラムは適宜矯正レンズを使用し、両眼開放エスターマンテストは矯正眼鏡を装着せずに実施する。

オ 自動視野計を用いて測定した場合において、認定上信頼性のある測定が困難な場合は、ゴールドマン型視野計で測定し、その測定結果により認定を行う。

カ ゴールドマン型視野計又は自動視野計の結果は、診断書に添付する。

キ 「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるものをいう。

ク 「ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの」とは、ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下のものをいう。

ケ 「自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの」とは、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下のものをいう。

コ 「ゴールドマン型視野計による測定の結果、I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの」とは、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のものをいう。

エ 「両眼の視野が10度以内のもの」とは、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、両眼の視野がそれぞれI/4の視標で中心の残存視野が10度以内におさまるものをいう。

この場合、上記ウ(イ)のI/2の測定方法により、残存視野の角度の合計のうち、左右のいずれか大きい方の合計が57度以上のものを対象とする。

オ 「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」とは、片眼ずつ測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで、測定した視野の面積が生理的限界の面積の2分の1以上欠損しているものをいう。

この場合、両眼の高度の不規則性視野狭窄又は半盲性視野欠損等は該当するが、それぞれの視野が2分の1以上欠損していても両眼での視野が2分の1以上の欠損とならない交叉性半盲等では該当しない場合もある。また、中心暗点のみの場合は、原則視野障害として認定は行わないが、状態を考慮し認定する。

(注) 不規則性視野狭窄は、網膜剥離、緑内障等により、視野が不規則に狭くなるものであり、半盲性視野欠損は、脳梗塞等による同名半盲で両眼の視野の左右のいずれか半分が欠損するものである。また、交叉性半盲は、下垂体腫瘍等による異名半盲で両眼の鼻側又は耳側半分の視野が欠損するものである。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>サ 「自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下に減じたもの」とは、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下のものをいう。</p> <p>シ 「自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの」とは、自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が40点以下のものをいう。</p> <p>(3) その他の障害</p> <p>ア 「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、普通にまぶたを閉じた場合に角膜を完全に覆い得ない程度のものをいう。</p> <p>イ 「調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの」とは、眼の調節機能及び輻輳機能の障害のため複視や眼精疲労による頭痛等が生じ、読書等が続けられない程度のものをいう。</p> <p>ウ 「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいう。</p> <p>(ア) 「まぶたの運動障害」のうち、眼瞼痙攣等で常時両眼のまぶたに著しい運動障害を残すことで作業等が続けられない程度のもの</p> <p>(イ) 「眼球の運動障害」のうち、麻痺性斜視で複視が強固のため片眼に眼帯をしないと生活ができないため、労働が制限される程度のもの</p> <p>(ウ) 「瞳孔の障害」のうち、散瞳している状態で瞳孔の対光反射の著しい障害により羞明（まぶしさ）を訴え、労働に支障をきたす程度のもの</p> <p>(4) 視力障害、視野障害、まぶたの欠損障害、調節機能障害、輻輳機能障害、まぶたの運動障害、眼球の運動障害又は瞳孔の障害が併存する場合には、併合認定の取扱いを行う。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) その他の障害</p> <p>ア 「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、普通にまぶたを閉じた場合に角膜を完全に覆い得ない程度のものをいう。</p> <p>イ 「調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの」とは、眼の調節機能及び輻輳機能の障害のため複視や眼精疲労による頭痛等が生じ、読書等が続けられない程度のものをいう。</p> <p>ウ 「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいう。</p> <p>(ア) 「まぶたの運動障害」のうち、眼瞼痙攣等で常時両眼のまぶたに著しい運動障害を残すことで作業等が続けられない程度のもの</p> <p>(イ) 「眼球の運動障害」のうち、麻痺性斜視で複視が強固のため片眼に眼帯をしないと生活ができないため、労働が制限される程度のもの</p> <p>(ウ) 「瞳孔の障害」のうち、散瞳している状態で瞳孔の対光反射の著しい障害により羞明（まぶしさ）を訴え、労働に支障をきたす程度のもの</p> <p>(4) 視力障害、視野障害、まぶたの欠損障害、調節機能障害、輻輳機能障害、まぶたの運動障害、眼球の運動障害又は瞳孔の障害が併存する場合には、併合認定の取扱いを行う。</p>
--	--

### 第3 障害認定に当たっての基準

#### 第1章 障害等級認定基準

##### 第1節 眼の障害

眼の障害による障害の程度は、次により認定する。

##### 1 認定基準

眼の障害については、次のとおりである。

令別表	障害の程度	障害の状態
国年令別表	1 級	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
		一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
		ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの
		自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
	2 級	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
		一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
		ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
		自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
		身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

厚 年 令	別表第1	3 級	両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの
			ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下に減じたもの
			自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下に減じたもの
	別表第2	障害手当金	両眼の視力がそれぞれ 0.6 以下に減じたもの
			一眼の視力が 0.1 以下に減じたもの
			両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
			両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したもの
			ゴールドマン型視野計による測定の結果、I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下に減じたもの
			自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 100 点以下に減じたもの
			自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が 40 点以下に減じたもの
			両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
			身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

## 2 認定要領

眼の障害は、視力障害、視野障害又はその他の障害に区分する。

### (1) 視力障害

ア 視力は、万国式試視力表又はそれと同一の原理に基づく試視力表により測定する。

イ 視標面照度は 500～1,000 ルクス、視力検査室の明るさは 50 ルクス以上で視標面照度を上回らないこととし、試視力表から 5 m の距離で視標を判読することによって行う。

ウ 屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定するが、この場合最良視力が得られる矯正レンズによって得られた視力を測定する。眼内レンズ挿入眼は裸眼と同様に扱い、屈折異常がある場合は適正に矯正した視力を測定する。

エ 両眼の視力を別々に測定し、良い方の眼の視力と他方の眼の視力とで障害の程度を認定する。

オ 屈折異常のあるものであっても次のいずれかに該当するものは、裸眼視力により認

定する。

(ア) 矯正が不能のもの

(イ) 矯正により不等像視を生じ、両眼視が困難となることが医学的に認められるもの

(ウ) 最良視力が得られる矯正レンズの装用が困難であると医学的に認められるもの

カ 視力が 0.01 に満たないもののうち、明暗弁のもの又は手動弁のものは視力 0 として計算し、指数弁のものは 0.01 として計算する。

キ 「両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のものをいう。

ク 「一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

ケ 「両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.07 以下のものをいう。

コ 「一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

サ 「両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.1 以下のものをいう。

シ 「両眼の視力がそれぞれ 0.6 以下に減じたもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.6 以下のものをいう。

ス 「一眼の視力が 0.1 以下に減じたもの」とは、一眼の視力が 0.1 以下のものをいう。

## (2) 視野障害

ア 視野は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計を用いて測定する。認定は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計のどちらか一方の測定結果で行うこととし、両者の測定結果を混在させて認定することはできない。

イ ゴールドマン型視野計を用いる場合は、それぞれ以下によって測定した「周辺視野角度の和」、「両眼中心視野角度」、「求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2 の視標で両眼の視野がそれぞれ 5 度以内におさまるもの」及び「両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したもの」に基づき、認定を行う。なお、傷病名と視野障害の整合性の確認が必要な場合又は I / 4 の視標で測定不能の場合は、V / 4 の視標による視野を確認した上で総合的に認定する。

(ア) 「周辺視野角度の和」とは、I / 4 の視標による 8 方向（上・内上・内・内下・下・外下・外・外上の 8 方向）の周辺視野角度の和とする。8 方向の周辺視野角度は I / 4 視標が視認できない部分を除いて算出するものとする。

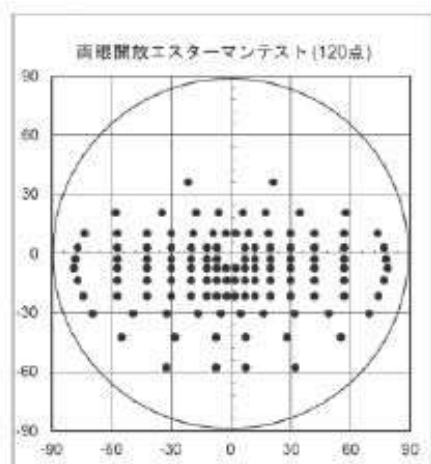
I / 4 の視標で、周辺にも視野が存在するが中心部の視野と連続しない部分は、中心部の視野のみで算出する。

I / 4 の視標で、中心 10 度以内に視野が存在しない場合は、周辺視野角度の和が 80 度以下として取り扱う。

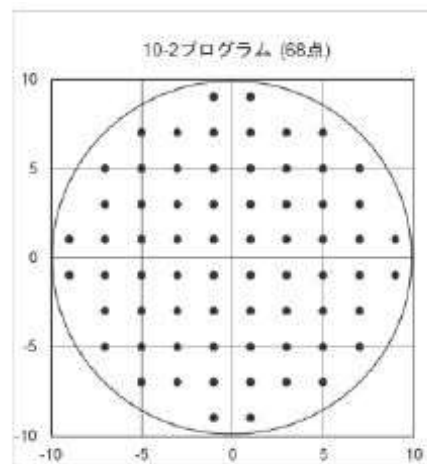
- (イ) 「両眼中心視野角度」とは、以下の手順に基づき算出したものをいう。
- a I / 2 の視標による 8 方向（上・内上・内・内下・下・外下・外・外上の 8 方向）の中心視野角度の和を左右眼それぞれ求める。8 方向の中心視野角度は I / 2 視標が視認できない部分を除いて算出するものとする。
- b a で求めた左右眼の中心視野角度の和に基づき、次式により、両眼中心視野角度を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。
- $$\text{両眼中心視野角度} = (\text{3} \times \text{中心視野角度の和が大きい方の眼の中心視野角度の和} + \text{中心視野角度の和が小さい方の眼の中心視野角度の和}) / 4$$
- c なお、I / 2 の視標で中心10度以内に視野が存在しない場合は、中心視野角度の和は0度として取り扱う。
- (ウ) 「求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2 の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの」とは、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2 の視標による視野の面積が、中心5度以内の視野の面積と同程度におさまるものをいう。なお、その際、面積は厳格に計算しなくてよい。
- (エ) 「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野が、生理的限界の面積の2分の1以上欠損している場合の意味であり、左右眼それぞれに測定した I / 4 の視標による視野表を重ね合わせることで、両眼による視野の面積を得る。その際、面積は厳格に計算しなくてよい。なお、視野の生理的限界は、左右眼それぞれに上・内上・内・内下60度、下70度、外下80度、外95度、外上75度である。
- ウ 自動視野計を用いる場合は、それぞれ以下によって測定した「両眼開放視認点数」及び「両眼中心視野視認点数」に基づき、認定を行う。
- (ア) 「両眼開放視認点数」とは、視標サイズⅢによる両眼開放エスターマンテスト（図1）で120点測定し、算出したものをいう。
- (イ) 「両眼中心視野視認点数」とは、以下の手順に基づき算出したものをいう。
- a 視標サイズⅢによる10-2プログラム（図2）で中心10度以内を2度間隔で68点測定し、左右眼それぞれについて感度が26dB以上の検査点数を数え、左右眼それぞれの中心視野視認点数を求める。なお、dBの計算は、背景輝度31.5asbで、視標輝度10,000asbを0dBとしたスケールで算出する。
- b a で求めた左右眼の中心視野視認点数に基づき、次式により、両眼中心視野視認点数を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。
- $$\text{両眼中心視野視認点数} = (\text{3} \times \text{中心視野視認点数が多い方の眼の中心視野視認点数} + \text{中心視野視認点数が少ない方の眼の中心視野視認点数}) / 4$$



(図 1)



(図 2)



エ ゴールドマン型視野計では、中心30度内は適宜矯正レンズを使用し、30度外は矯正レンズを装着せずに測定する。

自動視野計では、10-2プログラムは適宜矯正レンズを使用し、両眼開放エスターマンテストは矯正眼鏡を装着せずに実施する。

オ 自動視野計を用いて測定した場合において、認定上信頼性のある測定が困難な場合は、ゴールドマン型視野計で測定し、その測定結果により認定を行う。

カ ゴールドマン型視野計又は自動視野計の結果は、診断書に添付する。

キ 「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2 の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるものをいう。

ク 「ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下に減じたもの」とは、ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下のものをいう。

ケ 「自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下に減じたもの」とは、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下のものをいう。

コ 「ゴールドマン型視野計による測定の結果、I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下に減じたもの」とは、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のものをいう。

サ 「自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 100 点以下に減じたもの」とは、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 100 点以下のものをいう。

シ 「自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が 40 点以下に減じたもの」とは、自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が 40 点以下のものをいう。

(3) その他の障害

ア 「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、普通にまぶたを閉じた場合に角膜を完全

に覆い得ない程度のものをいう。

イ 「調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの」とは、眼の調節機能及び輻輳機能の障害のため複視や眼精疲労による頭痛等が生じ、読書等が続けられない程度のものをいう。

ウ 「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいう。

(ア) 「まぶたの運動障害」のうち、眼瞼痙攣等で常時両眼のまぶたに著しい運動障害を残すことで作業等が続けられない程度のもの

(イ) 「眼球の運動障害」のうち、麻痺性斜視で複視が強固のため片眼に眼帯をしないと生活ができないため、労働が制限される程度のもの

(ウ) 「瞳孔の障害」のうち、散瞳している状態で瞳孔の対光反射の著しい障害により羞明（まぶしさ）を訴え、労働に支障をきたす程度のもの

(4) 視力障害、視野障害、まぶたの欠損障害、調節機能障害、輻輳機能障害、まぶたの運動障害、眼球の運動障害又は瞳孔の障害が併存する場合には、併合認定の取扱いを行う。

令和4年1月1日から

# 国民年金・厚生年金保険の診断書 「眼の障害用」（様式第120号の1） の様式が変わります

障害基礎年金・障害厚生年金の「眼の障害」に係る障害認定基準見直しに伴い、診断書の様式を下記のとおり改正します。

令和3年11月1日以降に改正後の様式<sup>※</sup>を配布し、  
令和4年1月1日から新しい様式で認定事務を行います。

## 主な 変更点

1. 視野障害の項目に、自動視野計による評価について記載できる欄を設けます。
2. 視野障害について、医師による視野図の記入を不要とし、該当する視野図のコピーを添付していただきます。

※ 新規請求用の診断書新様式は、令和3年12月から配布します。

「改正後の診断書（眼の障害用）」を作成する際は、  
「診断書作成の留意事項《眼の障害》」を  
ご参照ください。

※ ご不明な点は、[日本年金機構の年金事務所](#)へお問い合わせください。

(改正後)

眼

国民年金  
厚生年金保険

# 診断書

(眼の障害用)

様式第120号の1

(フリガナ) 氏名	生年月日		昭和 平成 令和	年	月	日生(歳)	性別	男・女																																																																																	
住所	住所地の郵便番号		都道府県		郡市区																																																																																				
	① 障害の原因 となった 傷病名		② 傷病の発生日		昭和 平成 令和	年	月	日																																																																																	
④ 傷病の原因 又は誘因		⑤ 既存 障害		⑥ 既往症		診本(年) 療人(年) 録(年) 申(年) 立(年) 認(年) 定(年)																																																																																			
⑦ 傷病が治った(症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む。)かどうか。		傷病が治っている場合		治った日		平成・令和	年	月																																																																																	
⑦ 傷病が治っていない場合		症状のよくなる見込		有		無		不明																																																																																	
③ 診断書作成医療機関における 初診時所見 初診年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日)		⑧ 傷病の原因 又は誘因		⑨ 既往症		診本(年) 療人(年) 録(年) 申(年) 立(年) 認(年) 定(年)																																																																																			
⑨ 現在までの治療の内容、 期間、経過、その他の 参考となる事項		診察回数		年間		回、		月平均																																																																																	
		手術歴		部位		左		右																																																																																	
				眼球摘出・その他の手術		手術名( )		手術年月日( 年 月 日)																																																																																	
⑩ 障害の状態 (平成・令和 年 月 日現症)																																																																																									
(1) 視力					(3) 所見																																																																																				
<table border="1"> <tr> <th>裸眼</th> <th colspan="4">矯正視力</th> </tr> <tr> <td>右</td> <td>×</td> <td>D</td> <td>∪</td> <td>cyl</td> <td>D Ax</td> <td>°</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>×</td> <td>D</td> <td>∪</td> <td>cyl</td> <td>D Ax</td> <td>°</td> </tr> </table>					裸眼	矯正視力				右	×	D	∪	cyl	D Ax	°	左	×	D	∪	cyl	D Ax	°	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>右</th> <th>左</th> </tr> <tr> <td>前眼部所見</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間透光体所見</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>眼底所見</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					右	左	前眼部所見			中間透光体所見			眼底所見																																																				
裸眼	矯正視力																																																																																								
右	×	D	∪	cyl	D Ax	°																																																																																			
左	×	D	∪	cyl	D Ax	°																																																																																			
	右	左																																																																																							
前眼部所見																																																																																									
中間透光体所見																																																																																									
眼底所見																																																																																									
(2) 視野 ※ 視野図のコピーを添付してください。					(4) その他の障害 (その程度・症状・治療経過等を記載してください。)																																																																																				
<p>・ゴールドマン型視野計を用いた場合は、1/4の視標の視野図のコピー及び1/2の視標の視野図のコピーを添付してください。なお、どのインプタが1/4の視標や1/2の視標によるものかを明確に区別できるように記載してください。</p> <p>・自動視野計を用いた場合は、両眼開放エスターマンテストの検査結果及び10-2プログラムの検査結果がわかるものを添付してください。</p> <p><b>ア. ゴールドマン型視野計</b></p> <p>(ア) 周辺視野の評価(1/4)</p> <p>① 周辺視野の角度</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>上</th> <th>内上</th> <th>内</th> <th>内下</th> <th>下</th> <th>外下</th> <th>外</th> <th>外上</th> <th>合計</th> <th>度</th> </tr> <tr> <td>右</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>左</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>② 両眼による視野が2分の1以上欠損 ( はい・いいえ )</p> <p>(イ) 中心視野の評価(1/2)</p> <p>中心視野の角度</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>上</th> <th>内上</th> <th>内</th> <th>内下</th> <th>下</th> <th>外下</th> <th>外</th> <th>外上</th> <th>合計</th> <th>度</th> </tr> <tr> <td>右</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>a</td> <td></td> </tr> <tr> <td>左</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table> <p>(aとbのうち大きい方) (aとbのうち小さい方)</p> <p>両眼中心視野角度(1/2) ( ) × 3 + ( ) / 4 = ( ) 度</p> <p><b>イ. 自動視野計</b></p> <p>(ア) 周辺視野の評価</p> <p>両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 ( ) 点</p> <p>(イ) 中心視野の評価(10-2プログラム)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>c</th> <th>点(≥26dB)</th> <th>(cとdのうち大きい方)</th> <th>(cとdのうち小さい方)</th> </tr> <tr> <td>右</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>左</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>両眼中心視野視認点数 ( ) × 3 + ( ) / 4 = ( ) 点</p>						上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	度	右											左												上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	度	右									a		左									b			c	点(≥26dB)	(cとdのうち大きい方)	(cとdのうち小さい方)	右					左					<p>該当するもののローマ数字を○で囲んでください。</p> <p>I 調節機能 / II 輻輳機能 / III 瞳孔</p> <p>IV まぶたの欠損 / V まぶたの運動 / VI 眼球の運動</p>			
	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	度																																																																															
右																																																																																									
左																																																																																									
	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	度																																																																															
右									a																																																																																
左									b																																																																																
	c	点(≥26dB)	(cとdのうち大きい方)	(cとdのうち小さい方)																																																																																					
右																																																																																									
左																																																																																									
⑪ 現時での日常生活 動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)					⑫ 予後 (必ず記入してください。)																																																																																				
⑫ 予後 (必ず記入してください。)					⑬ 備考																																																																																				

診療録で確認または本人の申立てのどちらかを○で囲み、本人の申立ての場合は、それを転写した年月日を記入してください。

(お願い) 太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

(お願い) 障害の状態は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

上記のとおり、診断します。 年 月 日

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所在地

医師氏名

## 記入上の注意

- 1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

〔 また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 〕

- 2 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 3 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。(なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。)
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
  - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
  - (2) ⑩の欄の「(1) 視力」の測定結果は、過去3か月間において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを記入してください。
- 5 ⑩の欄の(1)視力の「矯正視力」の欄は、最良視力が得られる矯正レンズによって得られた視力を記入してください。なお、眼内レンズ挿入眼は裸眼と同様に扱い、屈折異常がある場合は適正に矯正した視力を測定してください。
- 6 視野は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計を用いて測定してください。ゴールドマン型視野計を用いる場合、中心視野の測定にはⅠ／2の視標を用い、周辺視野の測定にはⅠ／4の視標を用いてください。自動視野計を用いる場合、両眼開放視認点数は視標サイズⅢによる両眼開放エスターマンテストで測定し、両眼中心視野視認点数は視標サイズⅢによる10-2プログラムで測定してください。
- 7 ⑩の欄の(2)ア(ア)①「周辺視野の角度」は、Ⅰ／4の視標を用いて左右眼ごとに8方向の視野の角度(Ⅰ／4の視標が視認できない部分を除いて算出)を該当する方向の欄に記入し、8方向の角度を合算した数値を「合計」の欄に記入してください。
- 8 ⑩の欄の(2)ア(イ)「中心視野の角度」はⅠ／2の視標を用いて左右眼ごとに8方向の視野の角度(Ⅰ／2の視標が視認できない部分を除いて算出)を該当する方向の欄に記入し、8方向の角度を合算した数値を「合計」の欄に記入してください。
- 9 診断書の記載要領を日本年金機構のホームページに掲載していますのでご参照ください。また、日本年金機構のホームページに掲載しているExcel形式の診断書様式を使用していただけるともできます。

日本年金機構 診断書

検索

眼

国民年金  
厚生年金保険

# 診 断 書

(眼の障害用)

(フリガナ) 氏 名		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日生( 歳)	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女																														
住 所		住所地の郵便番号	都道府県		市区																															
① 障害の原因 となった 傷 病 名	② 傷病の発生日		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	<input type="checkbox"/> 診療録で確認 本人の申立て ( 年 月 日)																															
	③ ①のため初めて医師の診療を受けた日		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	<input type="checkbox"/> 診療録で確認 本人の申立て ( 年 月 日)																															
④ 傷病の原因 又は誘因	初診年月日( <input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ 年 月 日)		⑤ 既存 障害	⑥ 既往症																																
⑦ 傷病が治った(症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む。)かどうか。		傷病が治っている場合…………… 治った日		<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	<input type="checkbox"/> 確定 <input type="checkbox"/> 推定																														
⑧ 診断書作成医療機関における初診時 初診年月日 ( <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日)		傷病が治っていない場合…………… 症状のよくなる見込 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 不明																																		
⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他の参考となる事項		診療回数		年間	回、	月平均																														
		手術歴		部 位	<input type="checkbox"/> 左 ・ <input type="checkbox"/> 右																															
				<input type="checkbox"/> 眼球摘出 ・ <input type="checkbox"/> その他の手術	手術名 ( )																															
				手術年月日 ( 年 月 日)																																
⑩ 障 害 の 状 態 ( <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 現症)																																				
(1) 視 力 (視力測定は標準照度は200ルクスとしてください。)			(3) 所 見																																	
<table border="1"> <tr><td></td><td>裸 眼</td><td>矯 正</td><td>矯 正 眼 鏡</td></tr> <tr><td>右 眼</td><td></td><td></td><td>D</td></tr> <tr><td>左 眼</td><td></td><td></td><td>D</td></tr> </table>				裸 眼	矯 正	矯 正 眼 鏡	右 眼			D	左 眼			D	<table border="1"> <tr><td></td><td>右</td><td>左</td></tr> <tr><td>前眼部所見</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中間透光体所見</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>眼底所見</td><td></td><td></td></tr> </table>					右	左	前眼部所見			中間透光体所見			眼底所見								
	裸 眼	矯 正	矯 正 眼 鏡																																	
右 眼			D																																	
左 眼			D																																	
	右	左																																		
前眼部所見																																				
中間透光体所見																																				
眼底所見																																				
(2) ① 視 野 ゴールドマン視野計を用いる場合は1/4の視標で測定してください。			(4) 調節機能・輻輳機能・瞳孔																																	
			(5) まぶたの欠損・まぶたの運動																																	
(2)-1 中心視野 ゴールドマン視野計を用いる場合は1/2の視標で測定してください。			(6) 眼球の運動																																	
			②-2 中心視野の角度 (1/2の測定値)																																	
			<table border="1"> <tr><td></td><td>上</td><td>上外</td><td>外</td><td>外下</td><td>下</td><td>下内</td><td>内</td><td>内上</td><td>計</td></tr> <tr><td>右</td><td>度</td><td>度</td><td>度</td><td>度</td><td>度</td><td>度</td><td>度</td><td>度</td><td>度</td></tr> <tr><td>左</td><td>度</td><td>度</td><td>度</td><td>度</td><td>度</td><td>度</td><td>度</td><td>度</td><td>度</td></tr> </table>					上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計	右	度	度	度	度	度	度	度	度	度	左	度	度	度	度	度	度	度	度	度
	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計																											
右	度	度	度	度	度	度	度	度	度																											
左	度	度	度	度	度	度	度	度	度																											
(注:見えない部分については黒又は黒斜線で塗りつぶしてください。)			※視野障害がある場合は、左記の(2)①視野と②-1中心視野に測定結果を記入してください。																																	
⑪ 現症時の日常生活 動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)		⑬ 備 考																																		
⑫ 予 後 (必ず記入してください。)																																				

診療録で確認または本人の申立てのどちらかにチェックをしてください。本人の申立ての場合は、それを聴取した年月日を記入してください。

(お願い) 障害の状態は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

(お願い) 太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

上記のとおり診断します。  
病院又は診療所の名称  
所在地

年 月 日

診療担当科名  
医師氏名

## 記入上の注意

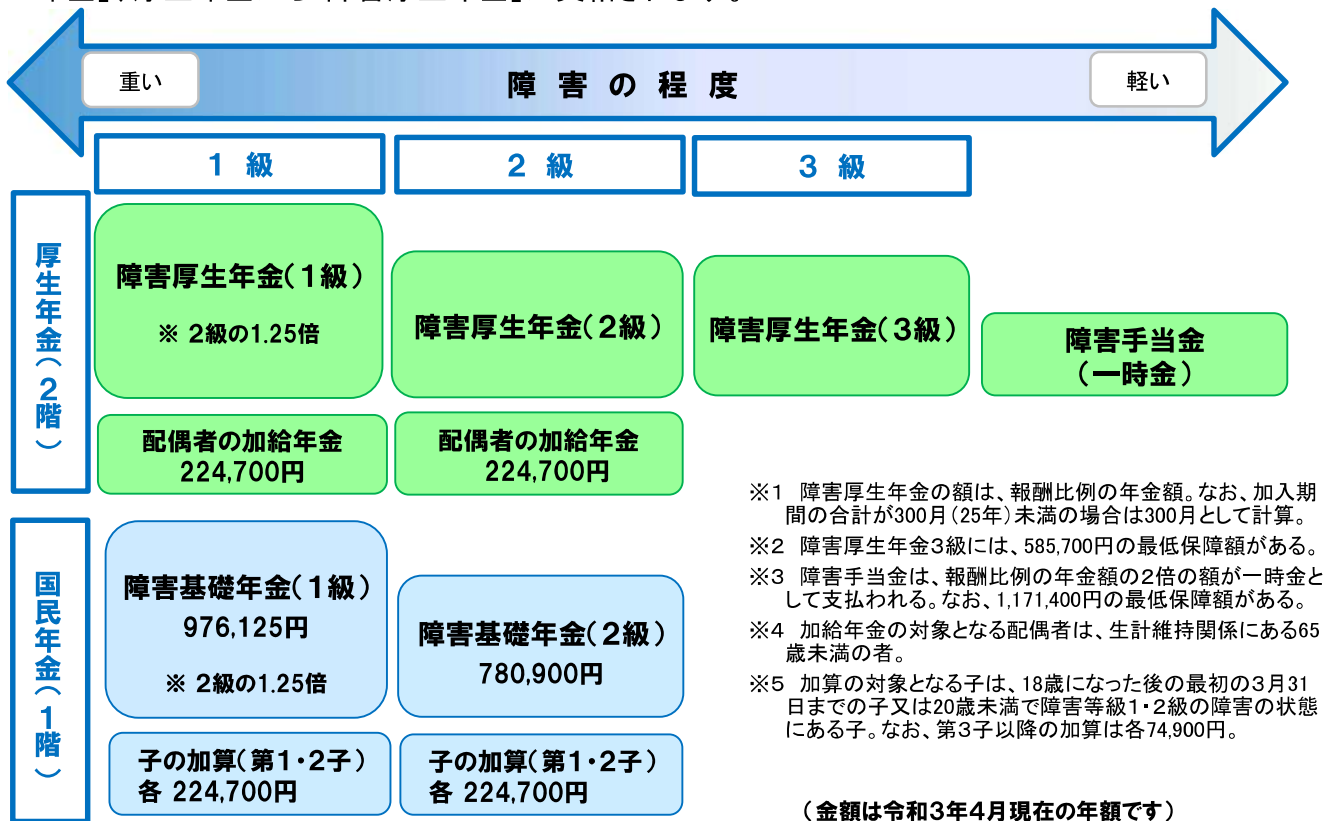
- 1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。  
〔 また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、  
障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 〕
- 2 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申し立てによって記入してください。
- 3 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。（なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。）
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
  - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。（無関係な欄は、斜線により末梢してください。）なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
  - (2) ⑩の欄の「(1)視力」の測定結果は、過去3か月間において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを記入してください。
- 5 ⑩の欄の(1)視力の「矯正」の欄は、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力を記入してください。  
なお、眼内レンズを挿入したものについては、挿入後の矯正視力を測定してください。
- 6 視野は、ゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定してください。  
ゴールドマン視野計を用いる場合、中心視野の測定にはI/2の視標を用い、周辺視野の測定にはI/4の視標を用いてください。それ以外の測定方法によるときは、これに相当する視標を用いることとし、余白に測定方法を記入してください。
- 7 ⑩の欄の(2)②-2「中心視野の角度」は、I/2の視標を用いて各眼毎に8方向の視野の角度を該当する方向の欄に記入し、8方向の角度を合算した数値を「計」の欄に記入してください。





# 障害年金制度について

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。



障害年金を受けるには、次の3つの要件が必要になります。

## 1 初診日に被保険者であること

- 初診日において、国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または、国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の国内居住者であること
- 【20歳前傷病による障害基礎年金】  
初診日において、20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級または2級の障害の状態にあるときは、障害基礎年金が支給される。

## 2 保険料の納付要件を満たしていること

- 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること
- 【上記要件を満たせない場合の特例】  
初診日が2026年4月1日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

## 3 一定の障害の状態にあること

- 障害認定日(※)に障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級~3級)に該当すること、または障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級~3級)に該当すること
- ※障害認定日: 障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内にその傷病が治った場合(症状が固定した場合)はその日

◆障害年金を受けるには、本人またはご家族による年金の請求手続きが必要です。請求窓口は、障害基礎年金はお住まいの市区町村役場または年金事務所、障害厚生年金はお近くの年金事務所になります。

# 診断書を作成する 医師・医療機関の皆さまへ

病気やけがなどにより、障害の状態になった患者様に、国民年金・厚生年金の「**障害年金制度**」をご案内ください。

## 「障害の状態になった」とは

- 視覚障害や聴覚障害、肢体不自由などの障害
- がんや糖尿病、高血圧、呼吸器疾患などの内部疾患
- 精神の障害

などにより、長期療養が必要で、仕事や生活が著しく制限を受ける状態になったことをいいます。

**障害の状態※や保険料の納付期間**など、一定の要件を満たしている方は、障害年金を受給することができます。

※障害者手帳の障害等級とは判断基準が異なるため、手帳の交付は受けられても、障害年金を受給できないことがあります。

障害年金についてのお問い合わせやご相談は、お近くの**年金事務所**または**街角の年金相談センター**で受け付けています。

所在地は、日本年金機構ホームページ「全国の相談・手続き窓口」をご覧ください。  
<https://www.nenkin.go.jp/>

窓口受付時間：平日（月～金）の午前8時30分～午後5時15分

年金相談は、「時間延長」や「週末相談」も実施しています。

時間延長 週初の開所日 午後5：15～午後7：00まで

週末相談 第2土曜 午前9：30～午後4：00まで